

「神奈川県広域自治制度研究会」設置要綱

(趣旨)

第1条 地方分権の進展や広域的な行政課題の増加により、都道府県を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、各行政分野における実務上の広域課題の取組の現状と課題を整理し、神奈川における広域行政の推進の視点から、道州制等の将来の広域自治体のあり方について調査・研究及び提言を行うことを目的として、「神奈川県広域自治制度研究会」(以下、「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、研究する。

- (1) 神奈川として道州制等に転換していく場合の課題の整理・検討
- (2) 首都圏の広域連携に向けての具体的な検討
- (3) その他必要な事項

(設置期限)

第3条 研究会は、平成16年6月11日から平成19年3月31日まで設置する。

(委員)

第4条 研究会は、委員若干名をもって構成する。

- 2 委員は、第2条各号に掲げる事項の調査・研究に必要な知識、情報等を有すると認められる者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 研究会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、必要があるときは随時研究会を招集し、その議長となる。
- 3 座長は、前条に定める委員のほか、第2条各号に掲げる事項について調査、研究するため必要と思われる者に研究会への出席を求めることができる。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、広域行政課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。